

釧路地区マーチングコンテスト実施規定

平成24年7月7日 制定

(趣 旨)

第1条 釧路地区マーチングコンテスト(以下「地区コンテスト」という。)の実施に係る実施区分及び人員、資格、編成、出演時間、演奏曲目、規定課題、服装に関する事項については、北海道マーチングコンテスト実施規定(以下「道実施規定」という。)を準用するほか、本規定で定めるところによる。

(実施会場及び日時等)

第2条 地区コンテストの実施会場、日時及び部門は、釧路地区吹奏楽連盟総会においてこれを定める。

(出演順番)

第3条 道実施規定第20条の規定に基づく出演順番は、抽選等の方法によって決定する。

(審 査)

第4条 審査は、釧路地区マーチングコンテスト審査内規による。

2 審査員は、釧路地区吹奏楽連盟加盟団体の推薦等に基づき、常任理事会で選出及び承認し、理事長が決定する。

(地区代表団体)

第5条 理事長は、地区コンテスト各部門における金賞団体を釧路地区代表団体として北海道マーチングコンテストに推薦するものとする。

(表 彰)

第6条 理事長は、第4条第1項における審査の結果を踏まえ、各部門の出場団体へ金・銀・銅の各賞を付与する。ただし、本規定に定める事項への違反が明らかな場合には、付与しないものとする。

(資格停止措置)

第7条 理事長は、参加団体の資格に疑義がある時は、出場又は入賞の資格を取り消すことができる。

(規定の改正)

第8条 この規定は、総会の議決により改正することができる。

(委 任)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規定は、平成24年7月7日より施行する。